総社市立学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年6月17日

総計市長 片 岡 聡 一

総社市条例第21号

総社市立学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例

総社市立学校給食共同調理場条例(平成17年総社市条例第100号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下「削除項」という。)を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(削除項を除く。以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正 後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削 る。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改	正後	改	正前
			, and the second se

総社市学校給食センター条例

(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第16 2号) 第30条の規定に基づき、学校給食の調理等の業務を一括処理する ため、総社市学校給食センター(以下「給食センター」という。)を設置 する。

(名称及び位置)

第2条 給食センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位置
総社市地食べ学校給食センター	総社市富原 208 番地 2
えがお	

(給食を実施する学校)

第3条 給食センターを利用し給食を実施する学校は、総社市立学校条例 | 第3条 総社東学校給食共同調理場を利用し給食を実施する学校は、総社市 (平成17年総社市条例第98号) に規定する学校とする。

総社市立学校給食共同調理場条例

(設置)

| 第1条 | 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第16 2号) 第30条の規定に基づき、学校給食の調理等の業務を一括処理する ため、総社市立学校給食共同調理場(以下「給食調理場」という。)を設 置する。

(名称及び位置)

第2条 給食調理場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位置
総社東学校給食共同調理場	総社市総社 1586 番地 1
総社西学校給食共同調理場	総社市秦 2730 番地 1

(給食を実施する学校の範囲)

立総社、総社東、常盤、阿曽、総社中央、総社北、山手、清音の各小学校

改 正 後	改 正 前
	及び総社東、総社西の各中学校とする。
	2 総社西学校給食共同調理場を利用し給食を実施する学校は、総社市立池
	田、秦、神在、総社西、新本、昭和、維新の各小学校及び総社、昭和の各
	中学校とする。
(職員)	(職員)
第4条 給食センターに所長及び職員を置く。	第4条 給食調理場に所長及び職員を置く。
(審議会)	(審議会)
第5条 給食センターの運営について適正かつ円滑に行うため、総社市学校	第5条 給食調理場の運営について適正かつ円滑に行うため、総社市立学校
<u>給食センター運営審議会</u> (以下「審議会」という。)を置く。	<u>給食共同調理場運営審議会</u> (以下「審議会」という。)を置く。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和元年8月1日から施行する。

(総社市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 総社市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年総社市条例第35号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
別表第1 (第2条, 第3条関係)	別表第1 (第2条, 第3条関係)
区分報酬	区分 報酬
職名 日額 月額 年額	職名 日額 月額 年額
略	略
学校給食センター運営審議会委員 5,900	学校給食共同調理場運営審議会委員 5,900
略	略
備考略	備考略